

投稿規定

1. 目的および掲載論文の種類

北海道大学水産科学研究彙報（以下「彙報」という。）および北海道大学大学院水産科学研究院紀要（以下「紀要」という。）は、北海道大学大学院水産科学研究院（以下「研究院」という。）、北海道大学大学院水産科学院（以下「学院」という。）および北海道大学水産学部（以下「学部」という。）において行われた研究の成果を速やかにかつ広く内外に発表することを目的とする。

この目的には電子化等の二次的利用を含むものとする。

彙報は英文または和文で書かれた次の論文（他の公開刊行物に未発表のもの）を掲載する。論文の長さは刷上り20ページ以内を原則とする。

- (1) 報文(Original Papers)：学術的価値およびオリジナリティを有し、完結した研究成果を公表するもの。
- (2) 短報(Short Papers)：断片的な研究であるが、新しい考え方、事実あるいは価値あるデータを含むもの、または研究途上の成果であるが、特に速報を必要とするものいずれかで、論文の長さは刷上り3ページ以内とする。
- (3) その他：本研究院編集出版委員会（以下「委員会」という。）が特に掲載が適当と認めた論文。

紀要は英文または和文で書かれた次の論文（他の公開刊行物に未発表のもの）を掲載する。論文の長さは刷上り80ページ以内を原則とする。

- (1) 報文(Original Papers)：学術的価値およびオリジナリティを有し、系統的にまとめた研究成果を公表するもの。
- (2) 総合論文(Review Papers)：特定の分野に対して従来の研究を総合的にまとめたもの、あるいは、これから発展する新分野に対する展望をまとめたもの。
- (3) その他：委員会が特に掲載が適当と認めた論文。

2. 投稿資格

彙報および紀要に投稿できる者は本研究院・学院・学部所属する教職員および大学院学生（研究生を含む）、もしくは編集出版委員会が認めた者とする。ただし、これら以外の共著者を含むことは差しつかえない。なお、上記資格を投稿時点で有しなくても、論文の内容が本研究院・学院・学部において行われた研究である場合は投稿することができる。いずれの資格で投稿する場合においても、出版までに委員会との連絡に当たる者の届出を必要とする。

3. 出版および投稿時期

彙報の出版時期は原則として1号：8月（4月末日）、2号：12月（8月末日）とし、投稿する論文の原稿は括弧内の期日までに編集出版委員長に提出するものとする。紀要の出版時期は原則として1号：12月（8月末日）とし、投稿する論文の原稿は括弧内の期日までに編集出版委員長に提出するものとする。

4. 投稿原稿の取り扱い

4.1 原稿の提出方法：別紙「投稿の手引き」に従って提出する。

4.2 英文添削：英文原稿（参考文献を除く）は著者の責任において予め外国人（英語を母国語とし、できれば該当する専門分野に関する知識を有する外国人が望ましい）の添削を受けたものであることを原則とする。

4.3 受理日：原稿提出の時点を受付日とし、委員会が受理を決定した時点をもって受理日とする。

4.4 論文の採否：論文の採否および訂正の必要性の有無は委員会が決定する。受理された論文は受理日の早いものから掲載するのを原則とするが、最終的には委員会が、論文の性格、ページ数、著者の重複性等を総合的に考慮して決定する。

4.5 出版部数および経費：彙報および紀要の出版部数は委員会において定める。経理責任講座等が負担しなければならない費用は以下のとおりである。

- 1) 規定のページ数を超えた場合、超過ページ分についての経費
- 2) その他、PDF作成工程において通常の論文より特別な経費を要した場合、その経費

5. 著作権の取り扱い

彙報および紀要は、北海道大学大学院水産科学研究院が出版し、著作権は原則として本研究院に帰属するものとする。ただし、原著者が出典を明示して公開、再配布することは妨げない。

第1項の目的にあるように電子化等への公開のための二次的利用も含むものとする。

また、過去に出版された彙報および紀要の著作権の帰属については初巻から適用する。

6. 委員会への委任

この規定に定めるもののほか、彙報・紀要の編集及び出版に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

昭和29年 5月25日初版

昭和34年11月30日改訂

昭和46年12月25日改訂

昭和58年 2月23日改訂

平成 3年 1月22日改訂

平成 6年10月31日改訂

平成13年 7月27日改訂

平成18年 1月31日改訂

平成25年 4月22日改訂

令和元年 5月24日改訂